

浜松市規則第 4 1 号

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 2 年浜松市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(葬祭補償の額) 第 6 条の 4 条例第 1 5 条の規則で定める金額は、 <u>3 1 万 5, 0 0 0 円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第 6 条の 4 条例第 1 5 条の規則で定める金額は、 <u>3 3 万円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する額を加えた金額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 6 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は改正前の規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の第 6 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。